

令和 8 年度 第 1 回上越市防災会議 次第

日 時：令和 8 年 5 月 27 日（水）午前 10 時～

場 所：上越市春日謙信交流館集会室 1～3

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 上越市地域防災計画の修正について

(2) 上越市水防計画の修正について

(3) その他

関係機関からの情報提供

4 閉 会

【配布資料】

- ・ 資料 1 上越市地域防災計画の修正概要
- ・ 資料 2 上越市水防計画の修正概要
- ・ 資料 3 新たな防災気象情報について（新潟地方気象台）
- ・ 資料 4 土砂災害の恐れのある新たな危険箇所について（上越地域振興局妙高砂防事務所）
- ・ 資料 5-1 林野火災注意報及び同警報の発令等に係る運用について（上越地域消防局）
- 資料 5-2 林野火災予防に関する新たな制度周知チラシ （ ” ）
- ・ 資料 6 関川水系河川整備計画（変更）の策定（国土交通省高田河川国道事務所）
- ・ 資料 7 原子力災害時における屋内退避環境整備について（市原子力防災対策室）
- ・ 資料 8 避難所における良好な生活環境の確保に向けた当市の取組について（市危機管理課）

上越市地域防災計画の修正概要

令和8年5月

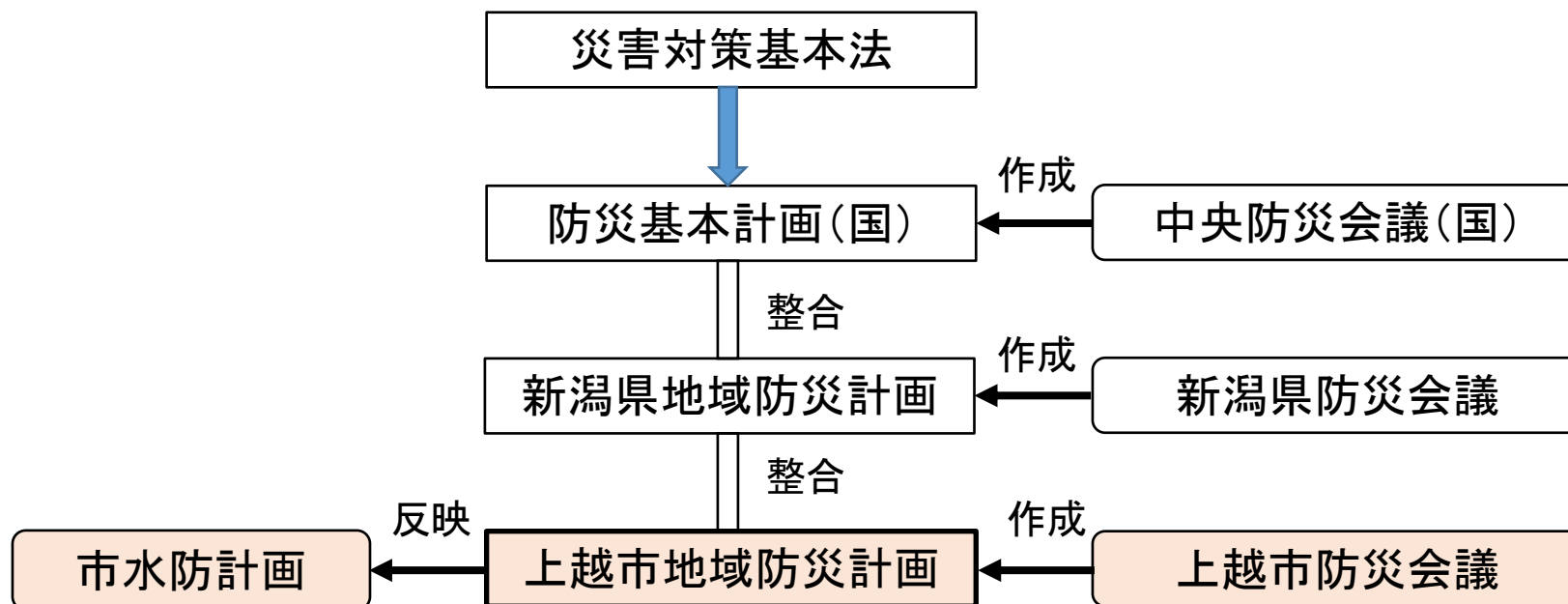
防災危機管理部 市民安全課

上越市地域防災計画について

1 計画の位置づけ

上越市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、災害から市民の生命・身体・財産を守るため、上越市防災会議が作成する災害全般に渡る基本計画である。

国や県の防災計画と整合を図りつつ、災害経験等を踏まえ修正を行う。

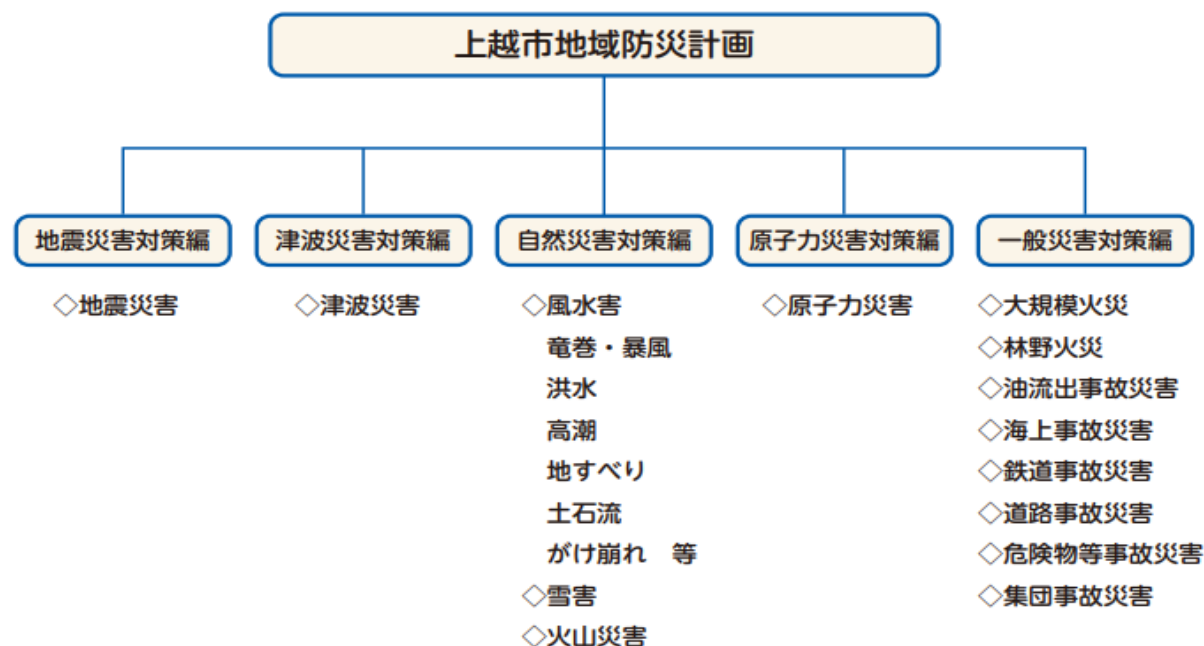


上越市地域防災計画について

2 計画の構成

上越市地域防災計画は、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「自然災害対策編」、「原子力災害対策編」、「一般災害対策編」の5編で構成。

防災関係機関や市民・地域の役割を定め、災害を防ぐための「予防計画」や災害が発生した時の「応急対策計画」、「復旧・復興計画」について、それぞれが役割を果たしながら災害に強いまちづくりに向けた対策を定めている。



経緯・主な修正概要

1 経緯

国の防災基本計画及び県地域防災計画の修正、当市における令和6年能登半島地震の検証を踏まえ、各編において所要の修正を行うもの。

2 主な修正概要

- (1) 新潟県地震被害想定調査報告書を踏まえた修正
 - ・ 令和4年3月に県が公表した地震被害想定への反映
- (2) 令和7年10月に県が修正した計画を踏まえた修正
 - ・ 令和5年5月及び令和6年6月の防災基本計画への反映
 - ・ 令和6年能登半島地震を踏まえた県防災対策検討会報告書の反映
- (3) 当市における令和6年能登半島地震検証を踏まえた修正
- (4) その他

※令和8年3月に県が修正した計画への反映は、次回の修正とする。

(1) 新潟県地震被害想定調査報告書を踏まえた修正

令和4年3月に県が公表した地震被害想定の変更

- ・ F41（上越・糸魚川沖）断層の追加
- ・ 高田平野西縁断層帯の更新
- ・ 高田平野東縁断層帯はH18市調査の結果を継続

現在の 地震被害想定	F41(上越・糸魚川沖)断層	高田平野西縁断層帯 (H18市調査)	高田平野東縁断層帯 (H18市調査)
地震の規模	想定なし	Mj6.8	Mj7.5
当市への影響		建物全壊 18,572棟 死者 1,009人 負傷者数 2,559人 避難所生活者 22,242人	建物全壊 6,084棟 死者 286人 負傷者数 1,708人 避難所生活者 11,776人

新規

更新

継続

修正後の 地震被害想定	F41(上越・糸魚川沖)断層 (R4県調査)	高田平野西縁断層帯 (R4県調査)	高田平野東縁断層帯 (H18市調査)
地震の規模	Mw7.6	Mw6.8	Mj7.5
当市への影響	建物全壊 20,042棟 死者 1,161人 負傷者数 9,828人 避難所生活者 29,930人	建物全壊 8,859棟 死者 472人 負傷者数 4,667人 避難所生活者 12,386人	建物全壊 6,084棟 死者 286人 負傷者数 1,708人 避難所生活者 11,776人

・ Mj…気象庁マグニチュード、Mw…モーメントマグニチュード

(2) 令和7年10月に県が修正した計画を踏まえた修正

新潟県地域防災計画の修正を反映

※主な項目を抜粋

○避難所運営の充実

- ・ 可能な限り避難所開設当初からパーティション、段ボールベッド等の設置を明記

(地震災害対策編、自然災害対策編)

- ・ 栄養バランスの取れた適温の食事や入浴、洗濯設備への配慮を明記

(地震災害対策編、自然災害対策編)

- ・ 女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営体制の構築を明記

(地震災害対策編、自然災害対策編)

- ・ 避難生活に必要なものは、自ら用意することを基本とした家庭内備蓄等の促進を明記

(地震災害対策編、自然災害対策編)

(2) 令和7年10月に県が修正した計画を踏まえた修正

新潟県地域防災計画の修正を反映

○地震・津波等避難対策

- ・ ハザードマップや避難に関する情報の継続的な住民周知を明記

(地震災害対策編、自然災害対策編)

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する情報や物資の提供を明記

(地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編)

○孤立地域対策

- ・ 地域の役割として、集落で共用する資機材の整備や物資の備蓄を行うよう努めることを明記

(地震災害対策編、自然災害対策編)

○原子力災害対策

- ・ 発電所に異常がないなどの安全情報を含め、事業者が情報連絡することを明記

(原子力災害対策編)

(3) 当市における令和6年能登半島地震検証を踏まえた修正

当市が公表した津波災害対応の検証結果を反映

課 題

津波を恐れ多数の人が車で避難し、道路が渋滞した。



計画への反映

Jアラートの緊急放送は「避難指示」であり、津波発生時は緊急避難場所や浸水被害が想定されない地域へすぐに避難する必要があることなど、避難に関する基本ルールについて市民に正しい知識の普及を図ることを明記

津波から避難行動要支援者等が「徒歩」で避難するには限界がある。



- ・避難行動要支援者等に関り、自動車による避難も選択肢とすることを明記
- ・町内会や自主防災組織と避難行動を検討し、地域別避難行動計画や個別避難計画に反映することを明記

(3) 当市における令和6年能登半島地震検証を踏まえた修正

当市が公表した津波災害対応の検証結果を反映

課 題

- ①防災行政無線による避難の呼びかけが誰に向けて発信したものなのか分かりづらかった。
- ②市外からの来訪者がどこに避難すればよいか判断することが難しかった。
- ③発災後の被害状況等について、きめ細かな発信ができなかった。



計画への反映

- ①防災行政無線により津波からの避難を呼びかける際は、予想される津波の規模、避難の必要性がある人、具体的な避難行動を伝えられるよう、放送内容を明確にすることを明記
- ②民間事業者から主体的に適切な避難方法を呼び掛けていただくなど、協力関係の構築に努めることを明記
- ③市民に対して、市ホームページや安全メール、市公式SNS、防災行政無線伝達システムなど様々な情報収集ツールを用いて、避難者への伝達を行うことを明記

(4) その他

津波災害対策編における地震災害対策編の準用

津波は地震を原因とすることが多いため、地震対策の記述を多数引用している。「津波災害対策編」において「地震災害対策編」と対応が重複する箇所について、県や他市の計画に倣い、「地震災害対策編を準用する」という表現を使い、記載を簡略する。

(記載例)

具体的な計画は、地震災害対策編 第2部第1章「第4節 集落孤立対策」を準用する。

この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

文言等修正

- ・ 「土砂災害危険箇所等」を「土砂災害警戒区域等」に修正
- ・ 「東日本電信電話株式会社」を「NTT東日本株式会社」に修正 等

今後のスケジュール

年月	内容	備考
R8.6月～7月	議会への説明	
R8.8月～9月	パブリックコメントの実施	
R8.10月	第2回防災会議 県知事への報告 計画の公表	書面での表決

上越市水防計画の修正概要

令和8年5月

防災危機管理部 危機管理課

1 経緯

今回の修正は、「県水防計画の修正」、「下水道管理者の変更」及び「内水浸水想定区域の指定等」に伴い、所要の修正を行うもの。

2 主な修正概要

(1) 県水防計画との整合

県所管水位観測所（危機管理型水位計）の位置を修正するとともに、堤防高及び観測開始水位を追記する。

(2) 下水道管理者の変更に伴う修正

下水道管理者を市長から上越市ガス水道事業管理者に変更したことから、下水道管理者の協力について追記する。

(3) 内水浸水想定区域の指定等に伴う修正

新たに、内水浸水想定区域（雨水出水浸水想定区域）を指定し、これを反映した内水ハザードマップを作成したことから、当該区域及びマップについて追記する。

(1) 県水防計画との整合

県所管水位観測所(危機管理型水位計)の位置を修正し、堤防高及び観測開始水位を追記

県水防計画の修正に伴い、以下の水位観測所の位置を修正するとともに、堤防高及び観測開始水位を追記する。

河川名	観測所名	位置			堤防高	観測開始水位
		郡市	町村区	大字		
保倉川	飯室	上越市	浦川原区	飯室 大印内新田	<u>14.27</u>	<u>9.10</u>
〃	大平	〃	大島区	大平	<u>107.34</u>	<u>102.84</u>
飯田川	荒井	〃	牧区	荒井	<u>100.20</u>	<u>97.82</u>

(2) 下水道管理者の変更に伴う修正

令和7年4月に下水道事業の一部を市から上越市ガス水道局へ事務移管したことに伴い、下水道管理者を市長からガス水道事業管理者に変更したことから、下水道管理者の協力について以下のとおり追記する。

11.2 下水道管理者の協力

下水道管理者（上越市ガス水道事業管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<下水道管理者の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位等）の提供
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(3) 内水浸水想定区域の指定等に伴う修正 (1/2)

水防法の改正に伴い、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（雨水出水浸水想定区域）として令和7年3月に市長が指定し、内水ハザードマップを同年6月に作成したことから、当該区域及びマップについて追記する。

15.1 洪水、内水対応

(2) 内水浸水想定区域の指定状況

市長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

内水浸水想定区域の指定、公表状況は、以下のとおりである。

<u>浸水想定区域公表時点</u>	<u>浸水想定区域公表HPアドレス</u>
<u>令和7年3月14日</u>	<u>https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/usui/usuishussui.html</u>

~~(4)~~ (5) 洪水・内水ハザードマップ

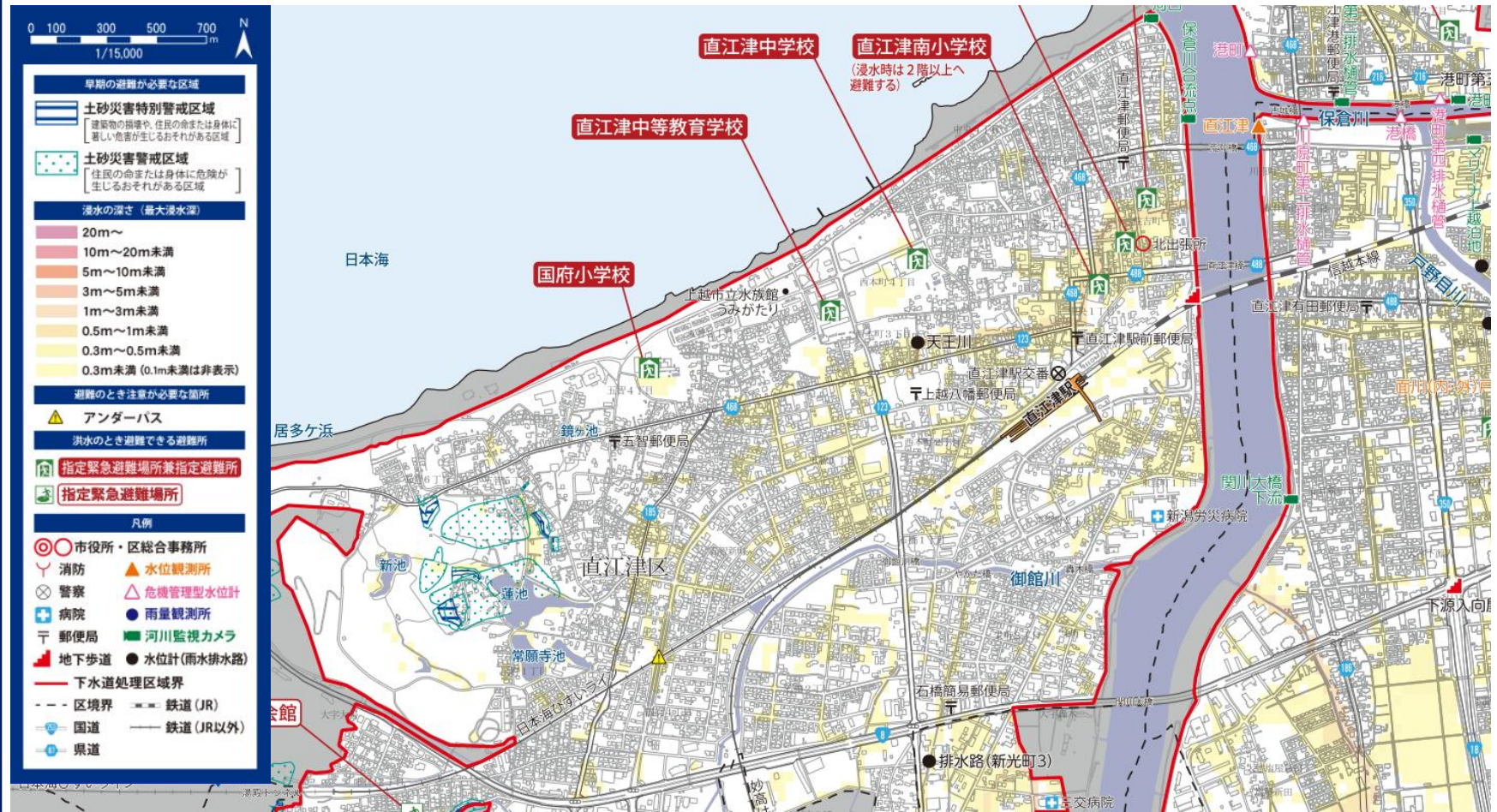
市は、洪水・内水浸水想定区域の指定等に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所への避難等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水・内水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

又はまた、ハザードマップに記載した事項を、市の~~ホームページ~~のウェブサイトに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

（中略）

(3) 内水浸水区域の指定等に伴う修正 (2/2)

【参考】上越市内水ハザードマップ



今後のスケジュール

年 月	内 容	備 考
R8. 6月～7月	議会への説明	
R8. 8月	パブリックコメントを実施しない理由の公表	
R8. 10月	第2回防災会議 県知事への報告 計画の公表	書面での表決

新たな防災気象情報について

上越市防災会議

令和8年5月27日(水)10時

新潟地方気象台

地域防災官 湯浅大樹

警戒レベル

災害発生の危険度ととるべき避難行動を直感的にわかるように、5段階のレベルで表した情報

災害危険度 警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
高 5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※ ¹
<<<警戒レベル4までに必ず避難！>>>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※ ²	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	氾濫、大雨、土砂災害、 高潮注意報（気象庁）
低 1	今後の気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

※¹ 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※² 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

（注）避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

警戒レベルと防災気象情報

現在

警戒レベル 相当情報	指定河川 洪水予報	洪水	大雨浸水	土砂災害	高潮
5	氾濫 発生情報	大雨 特別警報 (浸水害)	大雨 特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫 発生情報	
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
4	氾濫 危険情報			土砂災害 警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3	氾濫 警戒情報	洪水 警報	大雨 警報 (浸水害)	大雨 警報 (土砂災害)	(警報に切り替える 可能性の高い) 高潮注意報
2	氾濫 注意情報	洪水 注意報	大雨 注意報		高潮 注意報
1	早期注意情報				



令和8年5月29日から

警戒 レベル	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打ち上げによる浸水
5 相当	レベル5 氾濫 特別警報	レベル5 大雨 特別警報	レベル5 土砂災害 特別警報	レベル5 高潮 特別警報
<<<警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難！>>>				
4 相当	レベル4 氾濫 危険警報	レベル4 大雨 危険警報	レベル4 土砂災害 危険警報	レベル4 高潮 危険警報
3 相当	レベル3 氾濫 警報	レベル3 大雨 警報	レベル3 土砂災害 警報	レベル3 高潮 警報
2	レベル2 氾濫 注意報	レベル2 大雨 注意報	レベル2 土砂災害 注意報	レベル2 高潮 注意報
1	早期注意情報			

- × 情報名称がバラバラ
- × 空欄のところに情報が無い
- × 高潮特別警報と高潮警報が同じレベル
- × 高潮注意報は2つの別レベルに分かれる
- × 同じ情報が別の対象災害を兼ねている

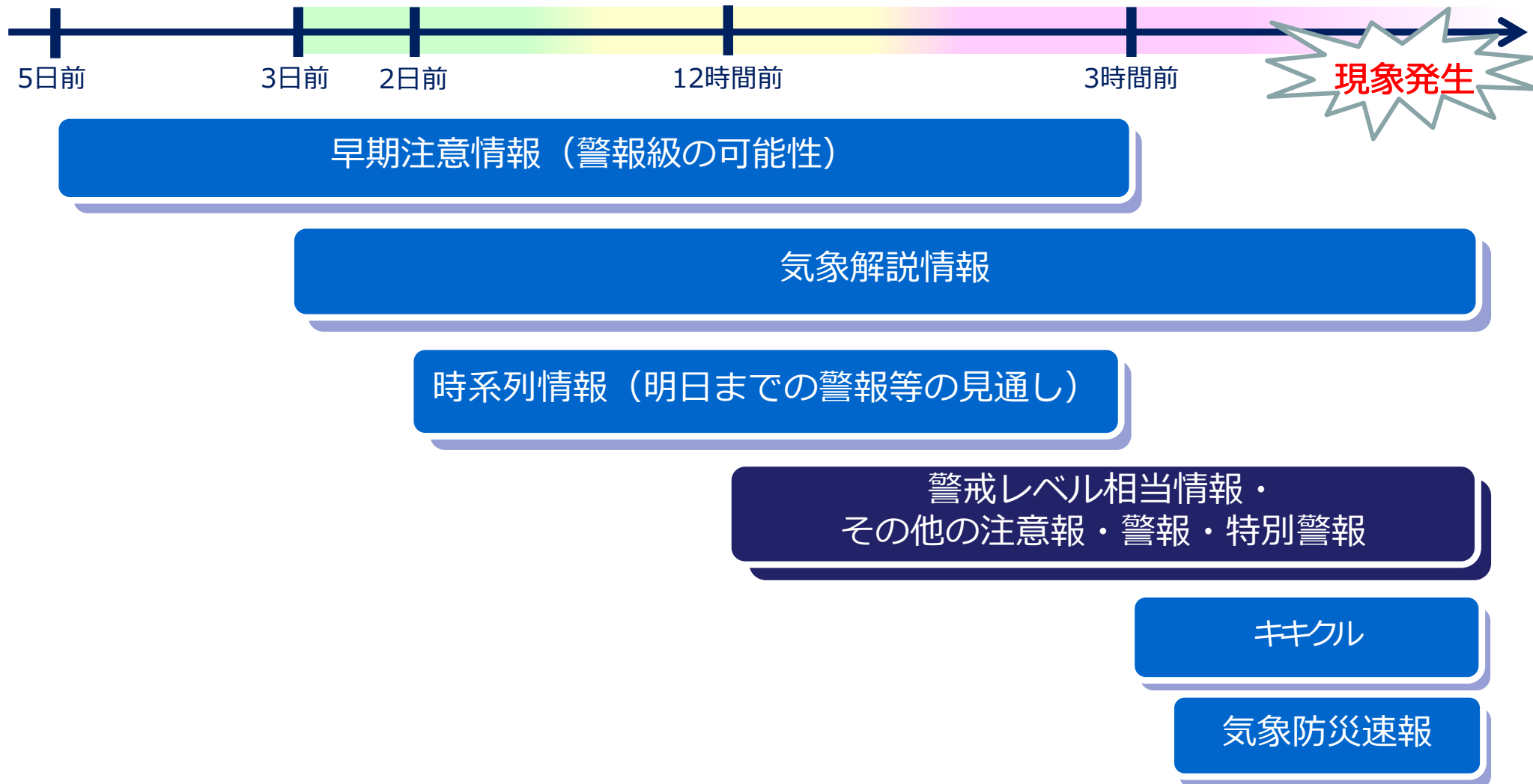
情報名称だけでは
とるべき行動がわかりにくい

レベルの数字で、とるべき行動がわかる！

- ・ 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表
- ・ 警戒レベル4相当の情報として危険警報を新設
- ・ 河川の氾濫への危険度の伝え方が変更

段階的に発表する防災気象情報

- 警戒レベル相当情報とあわせて、**段階的に発表される様々な防災気象情報を防災対応の判断に活用**することが重要です。
 - 早期注意情報や時系列情報等は、心構えを高め、事前の体制確保の検討に活用。
 - キキクルや気象防災速報は、避難の判断や後押しに活用してください。



- 早期注意情報（警戒レベル1）は、**5日先までの警報級の現象の可能性**を発表
- 時系列情報は、警報・注意報に先立って、**翌日までの気象状況の見通し**を、毎日4回発表

早期注意情報（警報級の可能性）：大雨・土砂災害・大雪・暴風（雪）・波浪・高潮

	1日	2日				3日		4日	5日	6日
警報級の可能性	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24			
大雨	－	[中]	[高]	[中]	－	－	－	－	－	－
土砂災害	－	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	－			

明後日までを対象とした情報について、現行では大雨に含まれる土砂災害の警報級の可能性を切り分けて発表するとともに、現行よりも情報の時間幅を細分化。

時系列情報（明日までの警報等の見通し）

〇〇市の時系列情報（明日までの警報等の見通し）														
2026年XX月XX日11時00分発表														
〇〇市	地域	28日												備考・関連する現象
		12-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	
1時間最大雨量(mm)						10	30	50	50	30	20	10		
2.4時間最大雨量(mm)														
大雨														
土砂災害														
暴風	陸上	5	10	15	20	25	25	25	25	25	25	15	5	
	海上	10	15	25	30	30	30	30	30	30	30	20	10	
6時間最大降水量(mm)														
24時間最大降水量(mm)														
大雪														
波浪		2	4	6	8	8	8	8	8	8	8	5	2	
高潮		0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	1.5	1.0	0.5	
雪														
融雪														
濃霧	陸上													
	海上													
着氷														
着雪														
乾燥	実効温度(℃)		80						90				70	
	最小温度(℃)		80						90				70	
なだれ														
低溫														
霜														

災害切迫	特別警報基準を超えると予想される時間帯
危険	危険警報基準を超えると予想される時間帯 (土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性のある時間帯)
警戒	警報基準を超えると予想される時間帯 (土砂災害、高潮については、警報発表の可能性のある時間帯)
注意	注意報基準を超えると予想される時間帯 (高潮については、注意報発表の可能性のある時間帯)

警戒レベル相当情報以外の警報等

- 警戒レベル相当情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）以外の特別警報・警報・注意報は、これまでと変わりません。
- これら情報について、気象庁ホームページ等では、特別警報は黒、警報は赤を用いるが、警戒レベルには相当しないことに留意してください。

警戒レベル相当情報以外の特別警報・警報・注意報

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、 濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪

※これらの特別警報や警報は、レベル5（緊急安全確保）やレベル3（高齢者等避難）には相当しないことに留意してください。



「土砂災害のおそれのある新たな箇所」

を確認しましょう

近年、集中的な豪雨が全国各地で多発しており、土砂災害（特別）警戒区域に指定されていない箇所でも土砂災害が発生しています。

新潟県では土砂災害（特別）警戒区域に加え、「土砂災害のおそれのある新たな箇所」を抽出し、県HPで公表しています。

大雨の際は早めに避難し、
斜面に近づかない等、土砂災害に十分ご注意ください。



HP公表図面のイメージ



「土砂災害のおそれのある新たな箇所」は、今後の詳細な調査によって土砂災害（特別）警戒区域に指定するか決定します。



「土砂災害のおそれのある新たな箇所」や土砂災害（特別）警戒区域以外でも土砂災害が発生する可能性があります。

自宅や職場・学校など、身近な場所の土砂災害リスクをご確認ください



新潟県 土砂災害 新たな箇所



令和 8 年 5 月

林野火災注意報及び同警報の発令等に係る運用について

1 林野火災注意報

(1) 発令根拠

火災予防条例に発令根拠を新たに規定（令和 8 年 2 月 24 日施行）

(2) 発令基準等

次のいずれかに該当する場合に発令する。

- ・ 前 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下、かつ、前 30 日間の合計降水量が 30 mm 以下
- ・ 前 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下、かつ、乾燥注意報が発表

※発令する当日に降水が見込まれる場合又は対象区域に積雪がある場合は発令しない。

※上記発令基準に該当しなくなった場合に解除する。

(3) 対象期間

3 月から 7 月までとし、気象の状況等により期間を前倒し又は延長できる。

(4) 対象区域

森林法の規定による森林計画の対象となる区域及びこの周囲 1 km の範囲

2 林野火災警報

(1) 発令根拠

消防法の規定により発令

※林野火災予防を目的としたものを「林野火災警報」という。

(2) 発令基準等

林野火災注意報を発令した区域に対し、強風注意報が発表され、かつ、これを必要と認めるときに発令する。このため、対象期間及び対象区域は林野火災注意報と同様となる。

※強風注意報が解除された場合又は注意報の発令基準に該当しなくなった場合に解除する。

(3) 林野火災警報発令時における市民等の義務

火災予防条例に定める火の使用制限（消防法の規定による罰則あり）

- ・ 山林、原野等において火入れをしないこと
- ・ 煙火を消費しないこと
- ・ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- ・ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ・ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと
- ・ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること

3 林野火災注意報・警報発令又は解除時の動き

【消防局】

毎日定時に気象庁の公開データを確認し、注意報（警報）の発令（解除）基準に該当した場合は、次の対応を行う。

- ・ 消防局ホームページに掲載（発令していない場合はその旨を常時掲載）
- ・ 構成市担当部局へ発令又は解除の旨をメールにて連絡
- ・ のぼり旗の設置（解除の場合は撤去）及び消防車両による広報を実施（発令時のみ）

【組合構成市（上越市・妙高市）】

消防局からのメール連絡を受け次の対応を行う。

- ・ ホームページに林野火災注意報（警報）の発令（解除）の旨を掲載
- ・ 安全メール等の配信

2026年3月1日から

林野火災予防に関する新たな制度

の運用が始まりました

対象区域内での

火の使用が制限

されます

3月から7月までの間(期間を前倒し又は延長する場合あり)において、乾燥、少雨により林野火災が発生しやすい気象状況が続く場合、「林野火災注意報」を発令し、さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい状況が見込まれる場合は「林野火災警報」を発令します。

これらが発令された場合は、森林計画の対象となる国有林や民有林に該当する区域及びその周囲1kmの範囲において、火の使用が制限されます。

なお、警報発令中に違反した場合は処罰の対象となります。詳しくは裏面をご覧ください。

【林野火災警報等発令時に制限される火の使用の例】



●山林での火入れ



●たき火



●花火や火遊び



●燃えやすい物の
近くでの喫煙



👉 制度の詳細は
コチラ

-小さな火にも責任を-

上越地域消防局

【問合せ】

予防課火災調査係

☎ 025-545-0230

3月から7月までの間(期間を前倒し又は延長する場合あり)において、以下の発令基準を満たした市に対して発令し、当該対象区域内での火の使用が制限されます。

	林野火災警報	林野火災注意報
発令基準	次のいずれかを満たし、強風注意報が発令され、かつ、必要と認める場合 ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表	左記の①又は②の条件を満たした場合 ※発令する当日に降雨が見込まれる場合や対象区域に積雪がある場合は発令しません。 (林野火災警報も同様)
解除基準	発令基準に該当しなくなった場合	
対象区域	森林計画の対象となる国有林や民有林に該当する区域及びその周囲1kmの範囲(詳細は表面左下のQRコードからご確認いただくか、消防局予防課又は最寄りの消防署にお問合せください。)	
周知方法	消防局ホームページ、市ホームページ、市安全メール、市防災行政無線、消防車両による巡回など	
制限される内容	・山林、原野等において火入れをしないこと ・煙火を消費しないこと ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと ・山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと ・残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること	左記の火の使用制限の <u>努力義務</u> が生じます。
罰則	30万円以下の罰金又は拘留	なし

○「たき火」に該当すると考えられる行為の例



たき火台



薪を使用した調理



キャンプファイヤー



どんど焼き

○「たき火」に該当しないと考えられる行為の例



炭火による調理①



炭火による調理②



簡易バーナーの使用

【たき火の届出について】

- ・火災とまぎらわしい煙や炎が上がる焼却行為をする場合は、事前に消防署への届出が必要です。
- ・「たき火」に該当する場合も届出が必要となります。
- ・キャンプ場等においては、一括して当該届出をいただくことも可能です。
- ・詳しくは消防局又は最寄りの消防署にお問合せください。
- ※当該届出をすることで、すべての焼却行為が許可されるわけではありません。